

議案第 14 号

大野市文化会館整備基本設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱案

平成 31 年 3 月 28 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市文化会館整備基本設計業務にかかる委託先を厳正かつ公正に選定するにあたって審査委員会を設置する必要があるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市文化会館整備基本設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成31年 月 日

大野市教育委員会

大野市文化会館整備基本設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市文化会館整備基本設計業務に係る委託先（以下「委託先」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、大野市文化会館整備基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大野市文化会館整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 参加表明書の審査に関すること。
- (3) ヒアリング出席者の選定に関すること。
- (4) ヒアリングの実施に関すること。
- (5) 委託先の選定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委託先の決定の日までとし、委員に欠員

が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の傍聴は認めないものとする。ただし、委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している者に対して、特定の者が有利になる援助を行ってはならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、プロポーザルに参加してはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。